～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

4月に山梨県議会議員選挙が予定されているね。
今回は「投票所入場券」についてお伝えします。

NO.30

【投票所入場券】

有権者に対して、選挙が行われることをお知らせしたり、投票の受け付けをスムーズに行うために郵送されるものです。投票所入場券には、選挙人の氏名のほか、投票日時や投票所の場所などが記載されており、投票所に持参いただいています。

また、期日前投票の宣誓書欄が設けられている場合もあり、選挙当日に投票に行けず、期日前投票を行う場合は、宣誓書の記入が必要になります。

投票所入場券を忘れてしまっても、本人確認ができれば
投票をすることができるよ。

笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先　笛吹市選挙管理委員会事務局　☎ 055(262)4111